

## ■「令和2年度大阪周遊促進事業」に係る企画提案公募に対する質問への回答

【質問受付期間】7月22日から7月31日まで

※ 類似のご意見・ご提案につきましては、まとめて公表しています。

質問内容		回答
<b>事業内容について</b>		
1	新型コロナウイルスの感染が拡大している中、集客事業を実施するのか。	大阪府においては、新型コロナウイルス感染防止を図りながら、経済活動を両立させることを目指すこととしており、そのため、十分な感染防止対策を行ったうえで、本事業を実施することとしている。
2	今後、さらなる新型コロナウイルス感染拡大が起こった場合、本事業は取りやめになるのか？	今後さらに新型コロナウイルスの感染拡大が生じ、事業の実施そのものに支障をきたす恐れがある場合においては、その都度府と協議を行うこととする。
<b>仕様書・公募要領等について</b>		
1	(2)で作成するパンフレットには、特定の飲食店を掲載してもよいのか？	地域の魅力としての食や特産品の紹介を想定しており、特定の飲食店の宣伝広告となるような紹介は不可。
2	(1)について、提案コースやスポットの最低数があるか？	各エリアで最低1コースの提案を求める。スポット数は問わない。
3	(2)について、自社で運営している体験型コンテンツの広告を掲載してよいのか。	大阪府広告事業要綱及び大阪府広告事業掲載基準を参照すること。具体的な内容については、契約後に個別審査を行う。
4	プロモーションの実施にあたり、広告掲載等は可能か、また獲得した広告費等は、受託事業者側ですべて処理することは可能か？	獲得した広告費等の収入は、受託者側ですべて本事業に充当してもよい。
5	周遊コースのプロモーションにあたり、本事業のためにホームページを立ち上げる場合、レンタルサーバーを使用する予定。この場合、事業終了後のレンタルサーバー使用権も大阪府に帰属し、利用料金(ランニングコスト)も無償で使用するという理解になるか？	有償、無償に関わらず、事業終了後のレンタルサーバーの使用権は求めない。
6	仕様書5(3)について、イベントを開催した場合、イベント費用は本委託料に含まれるのか。または有料開催することは可能か。	イベント開催を提案する場合、その費用は委託料に含まれる。また、有料開催することも可能。その場合、イベント参加費などは実費相当分の徴収とするか、事業の拡大に充てることとすること。
7	仕様書5(6)について、本事業により得た成果物および成果物に使用するために作成した素材をどう利用するのか？	大阪府や地元市町村等のホームページへの掲載や、各自治体のSNS等での情報発信などを想定している。
8	仕様書5(6)に「成果物及び成果物に使用したすべてのもの(原稿及び写真、データ等)の著作権は大阪府に帰属するとともに、本事業終了後においても大阪府が自由に無償で使用できるものとする」とあるが、著作権については、大阪府と受注者で持分均等で共同保有することは可能か？ また、施設等から受けた写真素材の著作権を大阪府へ譲渡することの許諾を得られないことも想定され、第三者に著作権があるものは第三者に留保、また、受注者が過去の発行物で使用したものの著作権については、受注者に帰属という対応も可能か？	仕様書5(4)の条件を満たすことを基本とするが、著作権や肖像権等に課題がある素材の扱いは個別に協議する。

質問内容		回答
9	仕様書6(3)で、「情報(個人情報を含む)等については大阪府に帰属する」とあるが、受託者と大阪府間で個人情報保護に係る手続きを行うことは可能か？	契約時に、受託者と大阪府で個人情報保護に係る手続きを行う。
10	仕様書7に記載の諸記録とは何か？	事業計画、契約書等、事業実施において大阪府と交わした書類及びガイドブックの作成、プロモーション事業実施に係る経費に関する書類一式を示す。
11	企画提案書の仕様について、ページ数、サイズ、ラフのサイズ(原寸または縮小可)等の規定があれば、教えてほしい。	定められた様式以外に追加資料がある場合は、そのページ数、サイズ等の規定はない。
12	新型コロナウイルス感染拡大防止の取組みとは具体的にどこか。	イベントについては、「業界別ガイドライン」を遵守するとともに、適切な感染防止策を実施し、国の接触アプリ「COCOA」や感染者発生に備えた「大阪コロナ追跡システム」を導入したうえで、参加人数かつ収容率の範囲内を目安に開催。実施に当たっては、府における「新型コロナウイルス対策本部会議」の方針を遵守すること。 【参考】 <a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/default.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/default.html</a>
13	周遊コース上の施設は、感染防止宣言ステッカーや大阪コロナ追跡システムに登録されているところのみを対象とするのか。	周遊コース上の施設は、感染防止宣言ステッカーや大阪コロナ追跡システムに登録されているところが望ましい。
14	(3)企画(仕掛け)とは、どのようなものを想定しているのか。	設定した周遊コースが魅力的で、地域での消費にもつながるものなのかを検証するため、実際に周遊コースを楽しくめぐり、周遊コースを活用した参加型イベント等を組み込むなど、話題性があり人を惹きつける企画を想定。
15	(3)における「成果目標」とは、どのようなものなのか。	参加人数や現地での消費につながった金額、参加者の満足度など。
<b>審査について</b>		
1	プレゼンテーションの持ち時間は何か？	未定。なお、昨年度実施した、類似事業でのプレゼンテーション時間は15分。
2	どういった方が審査するのか？	プロモーションや地域の魅力発信について知見を有する方。それ以上は、事業者間の公平性を期すため、回答不可。
3	プレゼンテーション審査について、提案者側の参加人数に上限はあるのか？ある場合、何名までか？	説明者席に着席できる5名を上限とする。
<b>その他</b>		
1	7月30日の事業者説明会に参加できなかったが、説明会に参加していなくても企画の提案は可能か？	可能。説明会への参加の有無が、審査に影響することはない。
2	様式1、様式8について、本社が府外にある場合、大阪支店・営業所の代表者名、押印でよいか。	原則は代表機関(代表取締役)または表見代理の押印が必要である。 ※表見代理 1.社長、副社長、会社法第354条の表見代表取締役 2.支配人、本店営業部長又は支店長(支社長)等、商法第24条の表見支配人  それ以外の場合は、代表機関(代表取締役)からの委任状、使用印鑑届を作成し、提出が必要である。(様式6、様式7参照)
3	公募にあたっては、大阪府の入札参加資格が必要か。	入札参加資格は問わない。